

令和元年度

信濃町地域密着型サービス事業者公募要領

令和元年度募集（令和2年度整備看護小規模多機能型居宅介護）

令和元年7月

信 濃 町

令和元年度 信濃町地域密着型サービス事業者公募要領

1 公募の趣旨

信濃町では、信濃町高齢者福祉計画・第7期信濃町介護保険事業計画（平成30年～32年度）に基づき介護保険サービス基盤の計画的な整備を進めていきます。

本公募は、この計画に基づき基盤整備を実施するにあたり、サービスの質及び透明性、公平性を確保する観点から、地域密着型サービスの提供を行う指定予定事業者を選考するために実施するものです。

2 公募の内容

- (1) サービスの種類：看護小規模多機能型居宅介護
- (2) 整備事業所数：1事業者
- (3) 登録定員：29人以下
- (4) 整備年度：令和2年度（令和3年3月までに整備すること）
- (5) 日常生活圏域：信濃町全域

3 公募期間及び提出書類

- (1) 公募期間 令和元年7月22日（月）から令和元年10月25日（金）まで
公募期間の午前9時から午後5時まで（土曜・日曜・祝日を除く）
- (2) 書類の体裁 別紙「提出書類一覧表」に掲げる書類（提出書類は返却しません）
 - ①書類はA4版縦の左側綴りでファイリングしてください。
 - ②ファイルの表紙背表紙には、法人名及び「令和元年度 看護小規模多機能型居宅介護事業者公募申請書」と記載してください。
 - ③全体の目次を付けてください。
 - ④添付書類の項目ごとに仕切り紙を入れ、仕切り紙にはインデックスをつけてください。
 - ⑤登記簿等の原本は正本に綴ってください。
 - ⑥写しを提出する書類には、法人代表者名で原本証明をしてください。
 - ⑦正本1部・副本10部を「提出書類一覧表」に記載された順番で市販のフラットファイル等に綴って提出してください。
 - ⑧留意事項
 - ・郵送による書類の受付はいたしません。
 - ・予め電話予約のうえ、御来庁して提出してください。
 - ・資料の修正等を考慮し、日程に余裕をもって提出してください。
 - ・公募期間を過ぎてからの提出書類の修正はできません。

- 4 提出先 信濃町役場 住民福祉課 介護支援係
電話026-255-4127（直通）

5 応募要件

- (1) 介護保険法第78条の2第4項（地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項）

及び同法 115 条の 11 第 2 項（地域密着型介護予防サービス事業者指定に係る欠格事項）の各号に該当しないこと。

- (2) 法人格を持つ団体（法人格の取得見込みを含む）であること。
- (3) 応募する者は事業の運営を直接行う事業者であり、書類の提出及びヒアリング（プレゼンテーション）もその事業者が行うこと。
- (4) 信濃町暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等でないこと。
- (5) 市町村税及び法人税等の滞納がないこと。
- (6) 施設を整備する土地・建物は、事業運営主体が所有権を有すること、又は取得が見込まれること、あるいは賃貸借契約の締結が確実であること。賃借の場合は、地上権又は借地権の登記が可能であること。（補助金を申請する場合は、補助対象となる建物及び購入備品等の耐用年数以上の借地期間とする。）

*あらかじめ購入等により予定地を確保する必要はありませんが、確認書や覚書、その他予定地の確保を確認できる文書が必要です。予定地に第三者の抵当権その他施設を存続する上で支障となり得るような権利設定がないか、又はその権利の抹消が確実であること。

- (7) 整備予定地（建物）が都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、河川法、文化財保護法等の各種開発規制等に該当しないこと、又は該当する場合は確実に除外が可能なことなど事前に関係機関・部署に直接相談・協議し確認したものであること。

また、土砂災害警戒区域等における土砂防止対策の推進に関する法律に基づいて指定された土砂災害特別警戒区域でないこと。

- (8) 整備予定建物、施設、設備が信濃町指定地域密着型サービスの事業者の人員、整備及び運営に関する基準を定める条例のほか、高齢者・障害者の移動等円滑化の推進に関する法律、介護保険法、建築基準法、消防法及び食品衛生法等の関係法令を遵守したものであること。
- (9) 施設建設、整備準備及び事業運営に必要な資力があり、長期間継続して安定的にサービスを提供できる者であること。
- (10) 高齢者福祉に関して、高い見識と熱意を有し、町の福祉の向上に積極的に寄与する意思があること。
- (11) 新規建設の場合は、原則として令和 2 年度末までに工事が竣工し、竣工後速やかに開設する事業計画であること。

6 質問事項の受付・回答

公募に関しての質問は、文書（任意形式）により、FAX 又は電子メールで受け付けます。

- (1) 期 限 令和元年 9 月 20 日（金）午後 5 時まで
- (2) 受付先 信濃町役場 住民福祉課 介護支援係
FAX：026-255-6207
e-mail:kaigosien@town.shinano.lg.jp
- (3) その他 受け付けた質問のうち、応募予定の全事業者に周知する必要があるものについては、町ホームページで回答書を公開します。

7 設置候補者の選定方法等

(1) 書類審査

提出された書類等に不備がないか、適切な運営を行っているかを審査します。

(2) 現地調査

書類審査終了後、地域密着型サービス施設整備事業者選考審査会（以下「審査会という。）が、事業所予定地の現地調査を行います。

(3) 事業計画案説明（プレゼンテーション）

現地調査終了後、審査会において事業計画の説明（プレゼンテーション）をしていただきます。期日は、別途連絡いたします。

(4) 事業予定者の選定

審査会において審査した結果を踏まえ、事業予定者を決定します。なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合もあります。

(5) 審査結果通知

選定結果は、応募した全ての事業者にも文書により通知します。選定された事業予定者については、町のホームページで公表します。

8 選定後の留意事項

(1) 本応募によって、選定された場合であっても、指定が確定したものではありません。

指定基準等に該当しない場合は指定を行わないことがあります。

(2) 決定後に地元住民等から整備に対する反対意見等が出された場合、決定を取り消すことがあります。

(3) 決定後の計画の変更は、原則として認められません。

(4) 選考後又は指定後の権利譲渡は認めません。

9 応募に当たっての留意事項

(1) 応募書類作成等応募に係る費用は、応募者の負担とします。また、施設整備を行う事業用地を確保するために必要となる費用についても、応募者の負担とします。

(2) 町が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(3) 他の事業者の応募に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。

(4) 事前に整備予定地（地区）の地域住民へ施設の概要等について説明するとともに理解を得てください。又、計画書の提出期限までに整備予定地の近隣住民の理解が得られている旨の確認ができない場合は応募を受け付けない場合があります。

(5) 本応募における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰する事項であり、信濃町はその責任を一切負いません。

(6) 事業計画の中止や選考されなかったことによる一切の損害等について、信濃町は責任を負いません。

(7) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

(8) 提出された書類は地域密着型サービス事業者選考以外の目的には使用しません。

(9) 関係資料等に重大な不備あるいは虚偽事項の記載があった場合には、失格又は選定を取り消す場合があります。

10 補助申請について

新規で看護小規模多機能型居宅介護事業者を創設する場合の施設整備及び開設準備経費については、国又は長野県の補助対象ですが、必ずしも国若しくは長野県から採択されるとは限らないことから、補助金が交付されない場合でも事業が実施できる事業者のみ応募してください。また、資金計画書には補助金額を組み込まないようにしてください。

- (1) 設置候補者として決定した事業者は、本公募への応募とは別に補助金の交付申請手続きが必要となります。(決定した事業者には別途ご案内します。)
- (2) 信濃町の補助金交付決定前に補助対象経費に係る契約締結や工事等の着工をすることはできません。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約等は、指名競争入札に付するなど信濃町が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければなりません。

11 スケジュール

令和元年度	令和元年7月22日(月)から 10月25日(金)まで	公募受付 書類審査
	11月上旬(予定)	現地調査
	11月中旬(予定)	プレゼンテーション 審査会
	11月下旬(予定)	審査結果通知
令和2年度	4月以降	補助金申請・内示 着工
	冬	指定 開所(令和3年4月)